平成２８年（フ）第４９８５号
大阪市東淀川区淡路５丁目９番６号　第２α淀川　１Ｂ号
債務者　岸本　廣明
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９号
大分県中津市南堀川町472番地　ナンシーハイツ一番館　108、住民票上の住所大分県中津市472番地　ナンシーハイツ一番館　108
債務者　小野　侑子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月２日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０８５号
東京都立川市砂川町３丁目27番地の１コーポ金子106号
債務者　吉田加代子（旧姓兎澤）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１０７号
東京都青梅市東青梅２丁目14番地の27スカイハイツ東青梅202号
債務者　菅原由紀子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６３６号
静岡市清水区由比阿僧944番地　阿僧団地14号
債務者　杉山　良美（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８８号
岡山市北区中山下２丁目８番55号フローレンス中山下グランドアーク406号
債務者　東　　清子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９号
熊本県人吉市願成寺町606番地11
債務者　早田　勝己
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４０号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東2820番地72葵Ｃ団地２号棟、住民票上の住所熊本県球磨郡あさぎり町免田東1225番地24
債務者　岡田セツ子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０１０号
福岡市中央区天神１丁目９番17号
破産者　Ｌｉｆｅ　Ｔｉｍｅ　Ｓｕｐｐｏｒｔ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９８号
福岡県春日市春日原北町１丁目６番１号
破産者　株式会社ハイブリッジ
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７７号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵823番地の１
破産者　株式会社ミワコーポレーション
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０７号
福岡県福岡市早良区大字石釜38番地４
破産者　株式会社中村工務店
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６７号
名古屋市天白区元植田２丁目2106番地
破産者　有限会社安田建具店
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９号
青森市橋本３丁目１番１号
破産者　青森地域開発株式会社
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
青森県弘前市大字代官町56番地
破産者　株式会社ＪＡＴプラス１
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８４号
群馬県前橋市元総社町２丁目29番地３
破産者　株式会社アクシス
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３９５号
横浜市中区石川町４丁目159番地16
破産者　羅建築設計株式会社
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０１号
横浜市都筑区茅ケ崎中央28番８号
破産者　フェローズ有限会社
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６号
愛知県一宮市浅井町西浅井1079番地
破産者　株式会社エスケイ
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部